

# 高齢者の「あんしん」を守るために 高齢者の権利を守りましょう

「あれ!？」と思ったら声かけ・相談

☎長寿課 ☎22-1361  
地域包括支援センター ☎22-1466

## 長寿世界一の日本!

元気に長生きをする上での理想は「住み慣れた地域で健康に年を重ねていくこと」ですが、人は年を重ねるにつれて、身体の無理が利かなくなっていくものです。

介護保険の「要介護等認定者」は、75歳を過ぎると急激に上昇します。要するに75歳を過ぎるとさまざまな原因で身体や頭の働きが悪くなる方が多いということでしょうか。

また、認知症による認定者数が年々増加しています。認知症患者の見守りは、今まで危機発生後の事後対応でしたが、現在は、早期対応をすることで「危機発生を未然に防ぐ」という考え方に代わってきています。

早期対応には、地域ぐるみでの理解と声かけが必要です。市民の皆さんのご協力をよろしくお願いたします。

## 知ってほしい「高齢者虐待!」

「高齢者虐待」とはどんなことでしょうか? 暴力だけが虐待とは限りません。

その原因の一つとして、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦世帯、高齢者と未就職者の子ども

世帯といった介護力不足の家族構成が考えられます。

人は介護などで継続的にストレスがたまる環境におかれると、適切な判断ができなくなり

ます。次の事項を参考に家族皆さんで話し合ってみてください。①

このような事は、必ずしも「高齢者虐待」に当てはまるものではありません。

病気や介護方法がわからないことでも起きてしまうこともあります。

一番の問題はこういった事態が恒常的になってしまい最悪な状態に陥ってしまうことです。

このようなことが心当たりの方、見かけたり聞いたたりした方は、一人で悩まずに長寿課または地域包括支援センターにご相談ください。

## 「成年後見制度」の利用を考えてみませんか?

老後の不安を「安心」へ

「成年後見制度」とは、認知症や知的障害・精神障害などで判断力が低下した人の預貯金などの管理(財産管理)や日常生活でのさまざまな契約(身上監護)を支援していく制度です。

その中のひとつ「任意後見制度」についてご紹介します。将来、判断力が衰えたときに

財産管理や身上監護を本人に代わって行う人をあらかじめ自分自身で決めておく制度で、本人と配偶者や4親等内の親族が公証人(任意後見受任者)と契約後、その意思を登記して公的に証明し管理することになります。具体的には次のような方にお勧めです。

- ① 老後を安心して過ごし、自分の意思で悔いのない人生を全うしたい。
- ② 軽度の認知症のため、悪徳商法にひっかかり必要でないものをつい買ってしまおう。
- ③ 知的(精神)障害者の子どもがいる世帯で、その親の亡き後や親が認知症になることが心配。
- ④ 認知症の親の年金を勝手に使う兄弟姉妹がいるなど。

詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせてください。

## 「地域包括支援センター」

「白石市地域包括支援センター」を知っていますか?

市の機関として平成18年に白石市総合福祉センター内に設置され、今年で9年目を迎えます。センターには高齢者の生活相談に対応するため専門職員を配

置しています。職種は次のとおりです。

- ①「保健師」 主に介護予防教室や健康管理の指導を行う。
- ②「主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)」 介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する助言や指導、保健・医療との連携調整を行う。
- ③「社会福祉士」 虐待や消費者被害などから高齢者を守る権利擁護や生活困難者の相談に対応し提案・助言・指導などを行う。
- ④「介護支援専門員(ケアマネジャー)」 要支援者の相談を受け介護サービス計画を作成し、サービス事業者との連携調整を行う。

高齢者の悩みや困ったこと、相談したいことがあれば、お気軽に「地域包括支援センター」までご連絡ください。



▲専門職員による相談の様子

## 「宮城県認知症疾患医療センター」開設のお知らせ

医療法人社団蔵王会仙南サナトリウムが県の指定を受け、「宮城県認知症疾患医療センター」を開設しました。これは、県内を4つの医療圏域に分け、仙南圏域として指定されたものです。この医療センターの役割は、認知症の方とご家族が安心して暮らしていけるように次のことを行います。

- ① 認知症の鑑別診断と治療
  - ② 認知症に伴う問題行動や合併症の治療
  - ③ 地域連携の促進
  - ④ 専門医療相談
  - ⑤ 専門医療や地域を支える人材の育成など
- 今後は、医療センターと地域包括支援センターが連携を強めることで、地域内の認知症に悩むご家庭の支援が一層図られることとなります。



▲スタッフの皆さん

## 介護マークをご存じですか?

外出先でこのマークを見かけたら、温かく見守ってください。

### 「介護マーク」とは

認知症の方などの介護は、ほかの人から見ると介護していることが分かりにくいいため、介護中に誤解や偏見を持たれることがあります。

介護する方が介護中であることを周囲に理解してもらうために作成されたのが介護マークです。この介護マークは静岡県で作成されたもので、全国への普及が進められています。

ご家族などの介護をしている方は、必要に応じてご利用ください。また、外出先でこのマークを見かけた

ら温かく見守ってあげてください。介護マークは認知症の方の介護だけではなく、障がいのある方の介護にもご利用いただけます。

### こんなときにご利用ください

- ・自分が介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・駅やサービスエリアなどのトイレに付き添うとき
- ・男性介護者が女性下着を購入するとき

### 使い方



左のマークをカラーコピーして点線に沿って切り取り、市販のカードケースに入れるなどしてご利用ください。首から提げる名札入れに入れて使うのが一般的です。



▲介護マーク